

令和元年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和2年3月23日（月） 17時00分開会
18時30分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長 杉元 羊一
委員（職務代理者） 津曲 貞利
委員 桃木野 聡

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小倉 洋一	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	森崎 浩文	施設課長	米盛 光明
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	下江 嘉誉	保健体育課主幹	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	永吉 眞一	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹 堀田 竜也 総務課主査 梅山 寛之

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第48号議案 代決処分の承認を求める件
 - 定第49号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 定第50号議案 鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件
 - 定第51号議案 鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件
 - 定第52号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件
 - 定第53号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
 - 定第54号議案 鹿児島市立学校における学校運営協議会設置規則制定の件
 - 定第55号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 「鹿児島市教育大綱」の改訂について
 - (2) 令和元年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の人事評価結果について
 - (3) 令和元年度鹿児島学習定着度調査の結果について
 - (4) 令和元年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について
 - (5) 市議会関係の審議結果等について
 - (6) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和元年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は小栗委員と立元委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
会議録署名は、津曲委員と桃木野委員をお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてお諮りします。
定第48号及び49号議案と報告事項(2)は人事・人選に係る案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみの出席としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第49号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第48号議案 代決処分の承認を求める件

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(2) 令和元年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の人事評価結果について



5 議案

定第50号議案 鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第50号議案につきまして、森崎総務課長、説明をお願いします。
事務局（総務課長） 議案綴りの3ページをご覧ください。定第50号議案「鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。4ページの下の改正理由をご覧ください。令和2年4月1日の組織機構の整備に伴い、関係条文を整備するものでございます。別紙でお配りしております市長事務部局における組織機構整備に係る資料をご覧ください。

本市では、これまで健康福祉局内のこども未来部を中心にして、子育て支援に係る各種施策を推進してきておりますけれども、児童福祉や子育て支援の更なる推進を図るとともに、児童相談所の設置に向けて整備体制を強化するなど、子供と家庭に対する施策の更なる充実に向けて、こども未来局を新設することといたしております。議案にかえていただきまして、5ページの新旧対照表をご覧ください。第3条に、教育委員会の所管に属する幼稚園に関する事務に関することを「健康福祉局長」に補助執行させる旨規定しておりましたが、「こども未来局長」が新設されたことに伴い、同局長に補助執行させるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 幼稚園関係の分の補助執行が「こども未来局長」というふうにならなくなっていくということですが、委員の皆さん、何かご質疑ございますでしょうか。

教育長 なければ、定第50号議案については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第51号議案 鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第51号議案につきまして、引き続き森崎総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案綴りの6ページをご覧ください。定第51号議案「鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。7ページの中程の改正理由ですが、会

計年度任用職員制度の創設に伴いまして、条文の整備をするものでございます。教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定については、本規定の第2条で、鹿児島市職員の例による旨規定しておりまして、その主な内容につきましては、下に参照として記載しておりますが、(1)の評定期間につきましては、条件付採用期間開始後15日を経過した日に実施する。(2)の評定については、評定者(第1:所属係長、第2:所属課長)が会計年度任用職員の条件付採用期間勤務評定報告書に記録し、教育長に報告する。(3)の報告書の保管については、所属長が保管すること、としております。8ページは、新旧対照表ですので、お目通し願います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 　ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございますでしょうか。

教育長 　よろしかったでしょうか。なければ、定第51号議案については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 　ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第52号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件

原案可決

教育長 　次に、定第52号議案につきまして、引き続き森崎総務課長、説明をお願いします。

事務局(総務課長) 　議案綴りの9ページをご覧ください。定第52号議案「鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件」につきまして、ご説明をいたします。10ページの中程の改正理由ですが、会計年度任用職員制度の創設に伴い、条文の整備をするものでございます。その下の参照をご覧ください。今回の改正内容は、教育委員会の会計年度任用職員の人事評価制度の実施について、条文を整備するもので、具体的には、鹿児島市教育委員会会計年度任用職員の人事評価に関する要領で規定しておりますが、(1)の評価者は、1次評価は係長又は主幹、2次評価は課長又は部参事、(2)の評価期間は、原則、4月1日から12月31日まで、(3)の方法については、会計年度任用職員の評価シートを用い、発揮した能力及び業績内容を評価します。11から12ページは、新旧対照表ですので、お目通し願います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 　ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございますでしょうか。

教育長 　なければ、定第52号議案については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 　ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第53号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第53号議案につきまして、辻学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） 議案綴りの13ページをお開きください。定第53号議案「鹿児島市立学校管理規則一部改正の件」について、説明いたします。続いて、14ページをお開きください。本議案は、鹿児島市立学校管理規則の一部を改正するもので、一番下の改正理由にありますように、学校運営協議会の設置に伴う条文整備及び教師の勤務時間の上限について定めるとともに、令和2年4月1日からの市長部局の組織整備に伴う関係条文の整備を行うものでございます。14ページ1行目をご覧ください。第42条の2については、学校運営協議会を設置していくにあたり、これまでの学校評議委員会が置き換わっていくことから、学校評議員に係る条文を整備いたします。4行目の74条の2は、教育委員会は教育職員の業務量の適切な管理を行うための上限を定めたもので、第1項には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間の7時間45分を除いた時間、いわゆる時間外勤務時間の上限の範囲内を、(1)一か月について45時間、(2)1年について360時間としております。なお、在校等時間とは、出勤から退庁までの時間から、休憩時間や自己研鑽、業務外の時間を除いた時間のことです。第2項は、教育職員が児童生徒等にかかる、通常、予見することの出来ない業務、例えば、いじめの重大事態など、指導上の重大事案が発生した場合など、業務量の大幅な増加などに伴い、一時的に、又は、突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の規定を定めてあります。そのような場合でも、在校等時間から所定の勤務時間などを除いた時間を、(1)1か月について100時間未満、(2)1年間について720時間と定め、(3)(4)には、業務量が多くなる月が継続しないような規定を定めております。第3項は、教育職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項については、教育委員会が別に定めるとしてあります。最後の第78条、第1項は、市長部局の組織機構の整備に伴い、「健康福祉局長」を「こども未来局長」に改めるものです。施行日は、令和2年4月1日でございます。15ページ、16ページには、新旧対照表を付けておりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。ご審議の上、決定してくださいませよう、よろしく願いいたします。

教育長 14ページの上から6行目、7行目に当たります「在校等時間」という言葉が新しく、教職員の働き方改革の中で定義された言葉でございまして、勤務時間との関係の中で客観的な把握については、非常に難解な定義となっております。また、上限指針についても、例えば、1か月に45時間というのも、それは最悪の場合でもこの時間で、この時間を強要するというものではない、とい

う付帯事項も記載されております。且つ、1か月に100時間未満とか1年間に720時間というのも、これも働き方改革の中で議論がなされる後付けとして緊急事態に教職員が対応するということを想定したときにということで、これらも付加されておまして、非常に、管理規則ではこういうふうに表示されているんですけども、学校の管理職等の客観的な把握については、依然、変わらない環境になっているなというのが、私、個人の所感でございます。

教育長 今の説明につきまして、委員の皆さんから、何かご質疑ございますでしょうか。

委員 自己研鑽とかの時間は、この「在校等時間」には入らないんですよね。

教育長 学務課長。

事務局（学務課長） おっしゃる通りで、朝来たときから帰るまでは在校時間なんですけど、その中で、今おっしゃるような自己研鑽、休憩時間等を省いたものを「在校等時間」というふうに表示します。

委員 確認ですが、今でも部活については、残業を付けているという認識で良いのでしょうか。

事務局（保健体育課長） 例えば、土日に3時間した場合には手当が付くんですが、この45時間には含まれるということで、手当としてはもらえる。お金と在校等時間の積み上げは別物だという考え方になっております。結局、市の職員等も残業手当をもらうわけですけども、残業時間として、ずっとその時間は記録帳に残っていくわけですので。お金を払っているからといって、時間が減じられるということではないという解釈になっております。

教育長 補足しますと、従来は4時間以上の部活動について手当が支給ということであつたので、3時間の部活動であれば手当が出ないと。ただ、今回、部活動の規定が見直された関係で、県のほうも、部活動手当も3時間という条件に下げた金額は減らしているというのが実態でございます。時間としては、保健体育課長が言ったように、時間外として加算されていくことになります。

委員 これから部活も総合クラブみたいに、外部の指導者を入れていくことが望ましいというようなふうになっていくのかもしれないけれども、外部の指導者でも部活であることには間違いなかつた場合に、その外部の人がそこであつたことによって生じたトラブルですとか、障害ということについて、それはどのような形で担保されるのかという問題が必ずあがってくるというふうに思っています。外部指導者に対してボランティア保険みたいなものを新たに付与するということになるのか、おそくならないかと思っておりますが、そうした場合には、外部の人に委託したところで、学校の問題として、管理責任の問題となっていくということで、結果的に訴訟になった、そんなものが露呈してくるような気がしております。そこは、鹿児島がトップランナーをいく必要はないかと思っております。全国のいろんな県や市町村でこの問題について先見的な事例が出てくるでしょうから、是非、それを研究するという形です。あまり先んじて進んで行かないほうが良いような気がします。私自身は、非常に不安を感じております。そういったことには、誰の問題になるんだろう

か、誰も見てないのに、見ていなくても結局は部活の先生に管理責任が問われるんじゃないか、学校に管理責任が問われていくんじゃないかというふうに思っているときに、外の人にやらせたからといって、そこで責任が免罪されるわけではないという意識はしっかり持つておかなければ、怖いなというふうに思っております。

教育長 充分、先行事例等を踏まえながら、制度の隙間の中で、当事者である児童生徒、保護者、教職員が補償の枠外になることがないように、充分調査していきたいと思っております。

教育長 それでは、ただ今の定第53号議案については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第54号議案 鹿児島市立学校における学校運営協議会設置規則制定の件

原案可決

教育長 次に、定第54号議案につきまして、辻学務課長、説明をお願いします。

事務局(学務課長) 議案綴りの17ページをご覧ください。定第54号議案「鹿児島市立学校における学校運営協議会設置規則制定の件」について、説明いたします。学校運営協議会の設置については、2月定例会において新規事業として説明申し上げたところですが、その設置規則を定めるもので、国から提示されている設置規則のモデルを基本としながら、既に学校運営協議会を設置している中核市や県内各市の規則も参考として作成したものです。18ページをお開きください。それでは、鹿児島市立学校における学校運営協議会設置規則について、説明申し上げます。第1条は、趣旨を規定しております。第2条は、教育委員会が学校ごとに協議会を置くことや、2校以上の学校で一つの協議会を置くこともできることを規定しております。第3条は、学校運営に関する基本的な方針の承認に関することです。校長は、毎年度、基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとなっておりますので、その具体を規定しております。第4条は、学校運営等に関する意見の申し入れに関することで、第1項では、協議会は、学校運営全般の意見を述べる事が出来ることや、第2項では、職員の採用やその他の任用などについて、個人を特定した事項及び分限及び懲戒に関する事項を除くことについては、県教委に対して意見を述べる事が出来ることを想定しております。第5条は、協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について、評価を行うことを規定しております。第6条は、住民の参画の促進等のための情報提供に関する事で、協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解等が促進されるように情報提供に努めることを規定しております。19ページをご覧ください。第7条は、委員の任命に関する事

で、協議会の委員を11人以内とすることや、対象者として、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者などを規定しております。第8条は、委員の守秘義務等に関すること。第9条は、委員の任期に関すること。第10条は、報酬に関すること。第11条は、会長及び副会長に関すること。第12条は、議事に関すること。第13条は、会議の公開に関することを規定しております。20ページをご覧ください。第14条は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置に関することで、教育委員会は、協議会に必要な応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に支障が生じる恐れがある場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることを規定しております。第15条は、委員の解任に関すること。第16条は、協議会の庶務に関することを規定しております。なお、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

教育長 　ただ今の説明について、何かご質疑ございますでしょうか。

委員 　協議会の委員が11人以内というふうに、第7条に記載してありまして、それは教育委員会が任命をすると書いてありますけれども。この11人というのを、どのように配賦するかというのは、教育委員会のほうで、ある意味、決められるというふうに解釈して良いでしょうか。

事務局（学務課長） 　この11人の決定につきましては、教育委員会で任命は致しますが、各学校の校長先生の推薦をいただいた上でと考えております。

教育長 　例えば、(1)から(4)まで例示がありますがけれども、この辺の割合とかについては、教育委員会は示すことがあるんですかという質問も入ってありました。

事務局（学務課長） 　この割合等について示すということは今のところ考えておりませんが、その構成メンバーにつきましては、ある程度の例示が必要かと考えております。

委員 　鹿児島は少し遅れていたという見方もあると思うんですけども、第3条に規定されている「承認を得なければならない」については、学校運営、マネジメントを問う重要な案件であります。運営協議会というのが紛糾することによって、いろんなことが滞ったり、あるいは、教育委員会の方針であったり、学校運営に重要であるというような大きな大綱といいますか、運営に齟齬が生じたりというようなことに対する懸念を少し感じるところではありますが、現実にはそのようなことというのはあまりないのか、あるいは、丁寧に説明して承認をいただくということになるのかもしれませんけれども、これが成り立たない場合で、滞った状況があった場合に、どのような対応をしていくのかというのが少し不安ですが、いかが思われますか。

教育長 　現状とそういう混乱した状況についての対応ということで、説明をよろしくお願いたします。

事務局（学務課長） 　まず、現状ですけれども、中核市、それから本県で実施している

ところを調査しましたがけれども、そういった大きなトラブルというのは起きていないというのが現状でございます。ただ、今、委員のほうからございましたように、例えば、校長先生が基本方針を示したのに対しまして、その承認ということになります。まず、ひとつの歯止めとしては、合議制であるということでもあります。個人のある方が言われることが、そのまま決まってしまうということにはならない、というのが一つ。とは言え、やはり協議会自体が紛糾するということも絶対ないとは言えませんので、そういった事が先ほどの説明でいきますと、第14条のところでもありますけれども、協議会の運営状況については、教育委員会が的確な把握を行い、必要に応じて指導助言を行うことが必要なのかなというふうに思っております。そして、協議会の運営自体が適正を欠くというようなことが認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるということではしているところでございます。例えば、指導助言の中でいきますと、校長先生が示した基本方針が4月の段階で認められませんか、学校がスタートできないというような状況も想定されます。そういったときに、校長は協議会の審議の状態というのを尊重することも必要ですが、どうしても決まらない場合には、教育委員会の指導助言を受けまして、校長がもとも示したものでスタートして良いというのも文部省の見解としてございます。そのような形で対応してまいりたいと考えているところでございます。

教育長 はい、他によろしいでしょうか。他になければ、定第54号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第55号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

教育長 次に、定第55号議案につきまして、下江学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) それでは、議案綴りの21ページをご覧ください。定第55号議案「鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。22ページの下の改正理由をご覧ください。令和2年4月1日の組織機構の整備に伴い、関係条文を整理するものでございます。23ページの新旧対照表をご覧ください。第8条、入園資格者に関する条文で、鹿児島市に近接する地域に住所を有する者については、「特に健康福祉局長が必要と認める者に限る。」と規定しておりましたが、「こども未来局」が新設されたことに伴い、「同局長が必要と認める者に限る。」に条文の整理をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいた

します。以上です。

教育長 はい、ただ今の説明について、何かご質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 定第55号議案については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



6 報告事項

(1) 「鹿児島市教育大綱」の改訂について

教育長 それでは、報告事項に移らせていただきます。森崎総務課長、報告事項(1)につきまして、説明をお願いいたします。

事務局(総務課長) それでは、報告事項(1)「鹿児島市教育大綱」の改訂についてでございますが、まず、これまでの経過をご説明いたします。教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、市長が教育委員会と協議しながら定めることとなっております。今回の改訂につきましては、昨年9月5日に開催されました第1回総合教育会議において、市長と教育委員の皆様で「鹿児島市教育大綱の見直し方針及び修正案」について、ご協議をいただきまして、当初案のとおりとすることをご確認いただいたところでございます。事務局であります政策企画課によりますと、教育大綱に影響のあります「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の見直し案が、本年1月にまとまる予定であったことから、それらを踏まえて、2月に第2回目を開催する予定でしたが、大綱に影響のある修正はなかったことから、開催しないこととしたとのごことでございます。それでは、報告事項関係資料(1)をご覧ください。教育大綱は、「鹿児島市教育振興基本計画」をベースに「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点戦略の1つであります「大学との連携強化とふるさと教育の推進」の考え方を教育大綱の基本方針に加えて平成27年度に改定しましたが、令和元年度が対象期間の最終年度となっていることから、今回、改訂を行ったものです。改訂内容につきましては、まず、「1対象期間」を「鹿児島市教育振興基本計画」の計画期間が令和3年度までであることや、市長部局で策定しています「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間を本市における最上位計画であります第五次総合計画に合わせて、令和3年度まで延長することから、大綱の対象期間も令和3年度まで延長します。次に、「2内容の見直し」でございますが、平成30年度に市長部局で策定しました「鹿児島市火山防災トップシティ構想」及び「ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略」における取組等を踏まえ、基本方針(6)「生まれ育った本市の風土を愛し、地域に貢献したいという郷土に対する愛着心を育む」の内容を一部見直しております。2ページ目をお願いいたします。一番上の囲み部

分が27年度策定の内容、矢印の下は改訂後の内容、その下に修正の理由を記載しております。修正の1点目、①ですが「郷土の歴史や偉人等を学ぶ」とありましたが、理由等の①にありますように、平成30年度に火山防災トップシナリオ構想を策定し、構想の取組の柱のひとつであります次世代につなぐ火山防災教育において、児童・生徒を対象とした火山防災教育を推進することとしたことから、「郷土の歴史や偉人等を学ぶ」とあるところに、「桜島や錦江湾などの自然等」という表現を追加しております。次に②でございます。「国内外との交流」とありましたが、理由等のところの②にありますように、平成30年度に策定しました「ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略」の、基本戦略1「アジアの日常化」の推進にあたり、あらゆる世代がアジアの人々や文化に触れる機会を創出することとしており、未来を担う子どもたちや若者を主なターゲットとしていることから、「アジアをはじめとする国外・国内との交流」という表現に改めております。最後に③でございます。「本市と協定を締結している大学」、同じ行の後ろから次の行にかけまして、「市内の6つの大学と連携しながら」とありましたが、これは大綱を策定いたしました27年度の時点で市内の6つの大学すべてと協定を締結していなかったことから、表現を使い分けておりましたが、28年度までに市内6つのすべての大学と連携協定を締結したことから、文言の整理を行っております。以上が、見直しの内容でございます。なお、改訂後の鹿児島市教育大綱を別冊でお配りしておりますので、お目通しをお願いいたします。鹿児島市教育大綱の改訂についての説明は以上でございます。

教育長 この件につきまして、お聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

(なしの声あり)

教育長 前回の総合教育会議の内容の確認でございました。では、次に移らせていただきます。



(3) 令和元年度鹿児島学習定着度調査の結果について

教育長 報告事項(3)につきまして、下江学校教育課長、説明をお願いいたします。

事務局(学校教育課長) 報告事項関係資料(3)をご覧ください。1枚紙でございます。「令和元年度鹿児島学習定着度調査の結果について」ご報告いたします。本調査は、県教育委員会が実施し、県内小中学校を対象とした調査でございます。1の(1)「趣旨」にございますように、児童生徒の学力や学習状況について調査し、指導方法の改善、充実を図ることを目的としております。「調査の内容」、「実施日」は、(2)、(3)のとおりです。(4)の「対象」につきましては、全ての市立小中学校が対象となりますが、小学校5年生は一倉小に、中学校1

年生は黒神中と錫山中に在籍がなかったため、それぞれ実施しておりません。それでは、2の「学力調査の結果」について説明いたします。各教科、学年ごとに、基礎基本、思考表現、全体に分け、市、県の平均通過率とその差を示しております。本市の平均通過率は、表の中の太線で囲んだ部分でございます。小学校は、全ての教科で、全体の平均通過率が県を下回っております。中学校は、中学校1年、国語の思考表現以外において、県平均通過率を上回っております。特に今回、小学校の結果が思わしくなかったところがございますが、昨年度の平均通過率と比較しますと、小5は、社会を除く3教科については、大きく改善しており、県教委が目標として設定した7割は社会を含めて4教科ともクリアしております。ただ、鹿児島市以外の地区の上昇の程度は、本市以上に大きかったものと考えております。そこで、本市でも、これまで取組状況の報告を求めるなどして、推進してきたところがございますが、今回の結果を受けまして、各学校では、定着が図られていないことが明らかになった内容について、過去に出題された問題等を活用して補充指導や個別指導を徹底するよう指導し、取り組みを進めていただいているところでありますことから、各校の状況を見届けてまいりたいと考えております。今後、更なる詳細な分析を行い、その結果を基に対策を示し、各学校の指導方法の改善につながるよう取り組んでまいります。結果等につきましては、市のホームページでも公表いたします。以上でございます。

教育長 この件につきまして、お聞きになりたいことがございましたら、ご質問いただければと思います。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(4) 令和元年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について

教育長 報告事項(4)につきまして、牛堀生涯学習課長、説明をお願いいたします。

事務局(生涯学習課長) 報告事項関係資料(4)をご覧ください。

「令和元年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について」報告いたします。概要版の裏面に主にございますが、本市の社会教育委員の名簿を載せてございます。学校関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者で構成されました20名の委員の皆様方から意見や提言をなされました。それを、別添のとおりまとめたとところがございます。それでは、概要版の表面にお戻りください。協議のまとめとして、概要版として整理したものでございます。大きな1の「協議のテーマ」といたしましては、生涯学習社会の実現に向けた本市社会教育の在り方について、サブテーマといたしまして、学ぶ喜びを味わい、学びの成果を生かすために、参加から参画へと設定したところがございます。2の「協議の視点」にごさ

いますように、学ぶ喜びを味わう、学習成果を生かす、この2つの視点から、4回会議を行いまして、協議をいただいたところでございます。協議のまとめといたしましては、3の「提言」に白抜き文字で、(1)から(3)まででございますが、(1)本市の生涯学習、社会教育施策の現状について、(2)学ぶ喜びを味わう視点からの本市社会教育行政施策について、(3)学習成果を生かす視点からの本市社会教育行政施策についての提言をまとめました。(1)につきましては、社会の変化に応じるために、施策評価の在り方、本市事業と地域の取り組みを連携させる工夫、年代別の事業内容の整理、学習の達成度を実感出来る手立てや学習に参加しやすい環境づくりなどについての検討の提言がなされました。(2)につきましては、学習者の意欲を喚起するために、学習情報の効果的な発信、学習者が、指導者など次の段階に進むための方策、学習者の主体性を高める柔軟な事業運営などについての検討について提言がなされました。(3)につきましては、学習の様子や作品など、学習成果物を活用した報道機関等との連携による広報・啓発、講座終了後も継続して学習するための支援、修了証書など、学習履歴の活用などの取り組みを進めるよう、ご提言をいただいたところでございます。なお、本年の定義を踏まえながら、令和2年度の社会教育委員の会議では、市民の主体的な学習を促し、生涯学習の成果を生かすための具体的方策について、協議をいただく予定でございます。これらの提言につきましては、今後、施策の参考といたしまして、生涯学習、社会教育施策が更に充実するように努めてまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

教育長 この件につきまして、お聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(5) 市議会関係の審議結果等について

(6) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 報告事項(5)、(6)につきまして、小倉管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) それでは、議案綴りの一番最後、24ページをお願いします。報告事項(5)市議会関係でございますが、令和元年第1回市議会定例会が2月10日から3月18日まで、38日間、開催されました。教育委員会の予算を組みます補正予算、新年度予算、ともに原案どおり議決をいただいております。なお、本会議委員会においては、GIGAスクール構想に基づく、一人一台の端末等の整備や、学校運営協議会、新型コロナウイルス感染症対策等についての質疑がなされております。続きまして、報告事項(6)、市立学校の入学式の日程でございますが、小中学校が4月6日、高等学校及び玉龍中学校が7日に行われる予定となっております。以上でございます。

教育長 　ただ今の報告につきまして、何かお聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

（なしの声あり）

教育長 　よろしいでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 　それでは、最後に事務局からありますか。

事務局 　4月の定例会の日程について、ご連絡いたします。次回は、4月23日の木曜日、10時30分からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 　本日は、本年度最後の定例会となりました。この1年を通して、委員の皆さんには、大変貴重なご意見をいただきながら、活発な議論が出来たと思っております。積み重ねられた議論を教育委員会として、行政として、事務局として、しっかりと次年度の事業にも生かせるものと考えております。本当にありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】